

茨木市学校給食事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市学校給食事業の運営について必要な事項を検討するため、茨木市学校給食事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 茨木市の学校給食事業の運営に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) 他の地方公共団体等に係る情報の収集及び整理に関すること。
- (4) その他学校給食の向上を図るために教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、茨木市教育委員会教育総務部長の職にある者を、副委員長は同学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6 委員長が必要と認めるときは、専門的事項を調査検討させるため委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する関係委員をもって組織する。

(意見の聴取)

第7 委員長又は部会長が必要と認めるときは、委員会の構成員又は専門部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(秘密の保持)

第9 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第3関係）

委員

教育総務部理事

教育総務部保健給食課長

教育総務部保健給食課参事

教育総務部保健給食課中学校給食センター所長

教育総務部保健給食課給食係長

教育総務部保健給食課副主幹

教育総務部保健給食課栄養士

学校教育部次長

学校教育部学校教育推進課長

学校教育部学校教育推進課指導主事

茨木市立小学校長会代表

茨木市立中学校長会代表

茨木市立小学校教頭会代表

茨木市立中学校教頭会代表

茨木市立小学校教職員代表

茨木市立中学校教職員代表

栄養教諭及び学校栄養職員代表

学校調理員代表

茨木市P T A協議会代表